

第1回石川県感染症連携協議会 議事概要

1 日時

令和5年8月8日（火） 18:30～20:30

2 場所

石川県庁行政庁舎11階1109会議室及びオンライン

3 出席者

全委員（委員名簿参照）

4 挨拶

馳知事より挨拶

5 会長選出

谷内江委員を選出

6 議題及び意見交換概要

- （1）新型コロナウイルス感染症の感染対策の振り返りについて（資料1、資料2）

（医療提供体制の確保について）

- ・ コロナの流行初期、マスクなどの个人防护具が手に入らず大変な思いをしたので、个人防护具について、何をどの程度準備しておくか等の計画が必要。
- ・ 当初、医療従事者や感染者に対する風評被害や偏見があったことから、正しい知識や情報をすみやかに周知することが重要。

（高齢者施設等におけるクラスター対策について）

- ・ 新型コロナ対応においては、感染者数の増加に伴い、高齢者施設からの救急搬送が増加し、通常の救急診療がひっ迫したことが大きな問題であったため、介

護領域と医療領域の連携がもっと必要なのではないかと。

- ・ 高齢者施設と協力医療機関との連携協力を努めるべき。また、連携協力体制を強固にするため、あらかじめ、協定のような約束事を作っておくと良いのではないかと。
- ・ 小規模施設等では、感染対策が行き届いていないところがあり、感染に関する組織管理が課題であると感じた。

(保健所・行政の対応について)

- ・ 感染拡大防止に保健所がどれくらい寄与したのかを検証してはどうか。
- ・ パンデミックが起こった時には、最優先で検査体制を整えることが重要なのではないかと。
- ・ 高齢者施設の従事者の一斉検査により、クラスターの数が減ったかどうかの検証ができれば、今後の対策を検討する上で有用ではないかと。

(2) 感染症予防計画の方向性について (資料3)

(医療提供体制の確保について)

- ・ 入院対応を主に行う機関と、検査を主に実施する機関のすみわけを行うとよいのではないかと。
- ・ 感染症指定医療機関は、地域の基幹救急病院で、がん診療連携拠点病院でもあり、高度医療を一手に引き受けていることから、新興感染症による救急搬送が増えると、一般医療に混乱を招きかねないので、新興感染症による救急搬送については、平時から検討しておくことが重要ではないかと。
- ・ 重症患者への対応については、主に救急搬送(疑似症)を受ける病院と集中治療(確定後の重症患者)を行う病院を分けるなど、医療機関の機能分化・連携を進めることが重要。
- ・ コロナ対応の初期では、今まであったリネン業者や清掃業者などのサポートが一部なくなってしまっていて、看護以外のことに手を取られ、看護に専念できずに非常に混乱した状況があったため、新興感染症発生時の役割分担の在り方について、もう一度整理しておくべきではないかと。

- ・ コロナ対応では、東京などでは、敷地内に臨時医療施設を作って発熱外来の対応を行っているところがあった。そういった施設を実際に作るかどうかは別として、空いている施設をうまく利用することやそういった施設に医療従事者を派遣するなどの対応が考えられるかもしれない。
- ・ 救急搬送が滞ったときに酸素ステーションのようなところを作るかどうかは、医療従事者確保の点からも難しい問題であり、石川県では、コロナ対応のときには見送った経緯があるが、ポテンシャルを含めて考えておくことは大事なのではないか。
- ・ 強毒性のウイルスが出てきたときの対応についても考えておく必要があるのではないか。

(高齢者施設等におけるクラスター対策について)

- ・ 小規模施設などは、個人防護具の備蓄をもつことが難しいところもあることから、そういった施設等に対する支援や教育が必要ではないか。

(保健所・行政の対応について)

- ・ 新型コロナ対応では、疫学調査や陽性者や検体の搬送業務、書類の発行業務など、様々な業務が保健所に集中したが、本来、保健所は感染者が発生した施設の指導などに時間をさけるようにするべきではないか。関係機関の役割分担を改めて整理すべき。
- ・ 感染症対応において、中核市と都道府県の連携が重要であるが、コロナ対応では、県の医療調整本部に入院患者の情報を一元的に集め、入院調整等に活用したほか、石川県と金沢市の連携を図ることができていた。
- ・ コロナ対応では、発生届の提出などについて様々なDX化が進んだが、新興感染症対応においては、更なるDX化を進めていく必要がある。
- ・ 宿泊療養施設や健康観察業務に従事した看護師などに今後も協力いただくために、定期的に資質向上の機会を設けてほしい。
- ・ 新型コロナ対応では、病院数などの地域差を踏まえ、各医療圏で入院調整を工夫する必要があったことから、予防計画策定の際には、入院調整等に全県的にどう取り組むのか検討する必要があるのではないか。

- ・ 子供や高齢者施設の入所者等が感染したときには、保健所と教育委員会や行政の保育部門、介護部門等との連携が必要であり、保健所だけではなく、行政全体で対応することが重要。

○感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査について（資料4）

- ・ 災害支援ナースについて、今年度から感染症対応を加えたプログラムで養成を始める予定であり、感染症法に基づく医療措置協定での人材派遣の対象となる予定である。
- ・ 新興感染症対応について、診療所等にも広く協力を求めるのならば、診療報酬の加算算定外の施設に対しては、何らかの支援が必要になるのではないか。